

# 1 業務概要

## 1.1 目的

佐渡市では、昨年度において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59条）に基づく協議会を設置し、同法に定める「地域公共交通総合連携計画」の策定を行った。

本業務は、昨年引き続き、高齢者等の外出支援及び路線バス利用の潜在需要を喚起するための実証実験等、地域の実情に応じた持続可能な公共交通システムを構築するために必要な調査・検討を行い佐渡地域の公共交通活性化・再生事業を支援するものである。

## 1.2 業務内容

- (1) 委託業務名 : 平成21年度  
佐渡地域の公共交通活性化・再生事業支援業務
- (2) 施工場所 : 佐渡市域内

## 1.3 業務項目

- (1) 支線・地区内路線の運行サービスの検証
- (2) 高齢者の外出支援と公共交通の利用促進に関する検証
- (3) 路線バスの利便性向上とノーマイカーデー等の実施による利用促進に関する検証



位置図